

# 茨城県報 号外(2)

昭和48年8月20日

月曜日

(明治35年3月17日)  
(第三種郵便物認可)

## 目次

### 公 告

●都市計画公聴会の開催(2件)(都市計画課) ..... 1

## 公 告

### ●都市計画公聴会の開催

石岡都市計画の案の作成について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条の規定により公聴会を開催するので、次のとおり公告する。

昭和48年8月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

#### 1 期日、場所、公述申出書の提出先、期限及び様式

| 期 日       | 場 所              | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式                                      |
|-----------|------------------|---------------------------------------------------------|
| 昭和48年9月7日 | 石岡市民会館           | 提 出 先<br>水戸市三の丸1丁目5番38号<br>茨城県知事 岩 上 二 郎<br>(土木部都市計画課扱) |
| 午後1時30分から | 石岡市大字石岡<br>420番地 | 提出期限<br>昭和48年8月30日(必着のこと)<br>様 式<br>別掲のとおり              |

#### 2 石岡都市計画の構想の概要

用途地域の構想(別掲図面参照)

##### (1) 第1種住居専用地域

大字石岡字並木東、水久保、大塚、大橋道西、東ノ辻、大谷津、新池台、駒込、兵崎、国

分、尼寺ヶ原、星ノ宮、国分後、石井、宮部、松山谷津、若松の各一部

大字高浜字関戸、溝下、上野、物見塚の各一部

大字東大橋字仁平谷津、彦市山、八軒向、六軒の各一部

大字東田中字新林、古新林の各一部に定める。

大字石岡字木比堤、只砂、対馬塚、宮部台、一本杉

大字高浜字田中台、山ノ神、権現、後谷津、後田、粒尻

大字東大橋字生板

大字東田中字三番山, 芝際, 八幡前, 二番山, 大谷津, 又子山, 松岸, 並松, 十三の全部  
建ぺい率40%, 容積率80%とする。

(2) 第二種住居専用地域

大字石岡字鹿ノ子甲, 浜崎, 駒込, 新池台, 小川道, 茨城, 田島, 三面寺の各一部

大字東大橋字仁平谷津, 彦市山, 六軒

大字東田中字新林, 古新林の各一部に定める。

大字石岡字鹿ノ子谷津, 西羽黒の乙, 大越, 田崎, 対馬塚甲, 外野

大字東大橋字逆井, 生板台

大字東田中字四番山の各全部に定める。

建ぺい率60%, 容積率200%

(3) 住 居 地 域

大字石岡字正上内台, 正上内ノ甲, 笠間道西, 並木東, 水久保, 杉並西, 杉ノ井, 大橋道  
西, 大塚, 兵崎, 小目代, 茨城, 大谷津, 大谷津下, 兵崎下, 貝地, 富士下, 愛  
宕下, 館下, 宮部, 守木甲, 富田, 守横, 室ヶ井, 高房, 若松, 青木, 香丸, 土  
橋, 木ノ地, 石井, 泉町, 国分, 尼寺ヶ原, 国分後, 松山谷津, 白久台, 白久,  
東ノ辻の各一部

大字高浜字上野, 石津, 新田, 高田, 前川, 松山の各一部

大字北根本字釜口, 広町の各一部

大字東大橋字八軒, 八軒向, 上人塚の各一部

大字石岡字箕輪下, 箕輪, 山王, 小山, 貝地西, 田端谷津, 東庵寺, 幸町南, 幸町東, 幸  
町, 愛宕, 宮下, 古城, 元真地, 箱ノ内, 古城東, 代官屋敷, 富田東, 若宮, 国  
分西, 国分東, 泉町北, 幸町坂下, 守木乙, 西羽黒甲, 東羽黒, 東門島, 西門  
島, 京馬場, 松山の各一部

大字高浜字曲田, 五反田, 下新田, 西ノ前, 朝日, 道祖神, 蝶々久保, 中坪, 宮下の各一部

大字北根本字池袋の全部に定める。

建ぺい率60%, 容積率200%

(4) 近隣商業地域

大字石岡字泉町, 大小路, 仲ノ内, 香丸, 国分, 守木甲の各一部に定める。

建ぺい率80%, 容積率200%

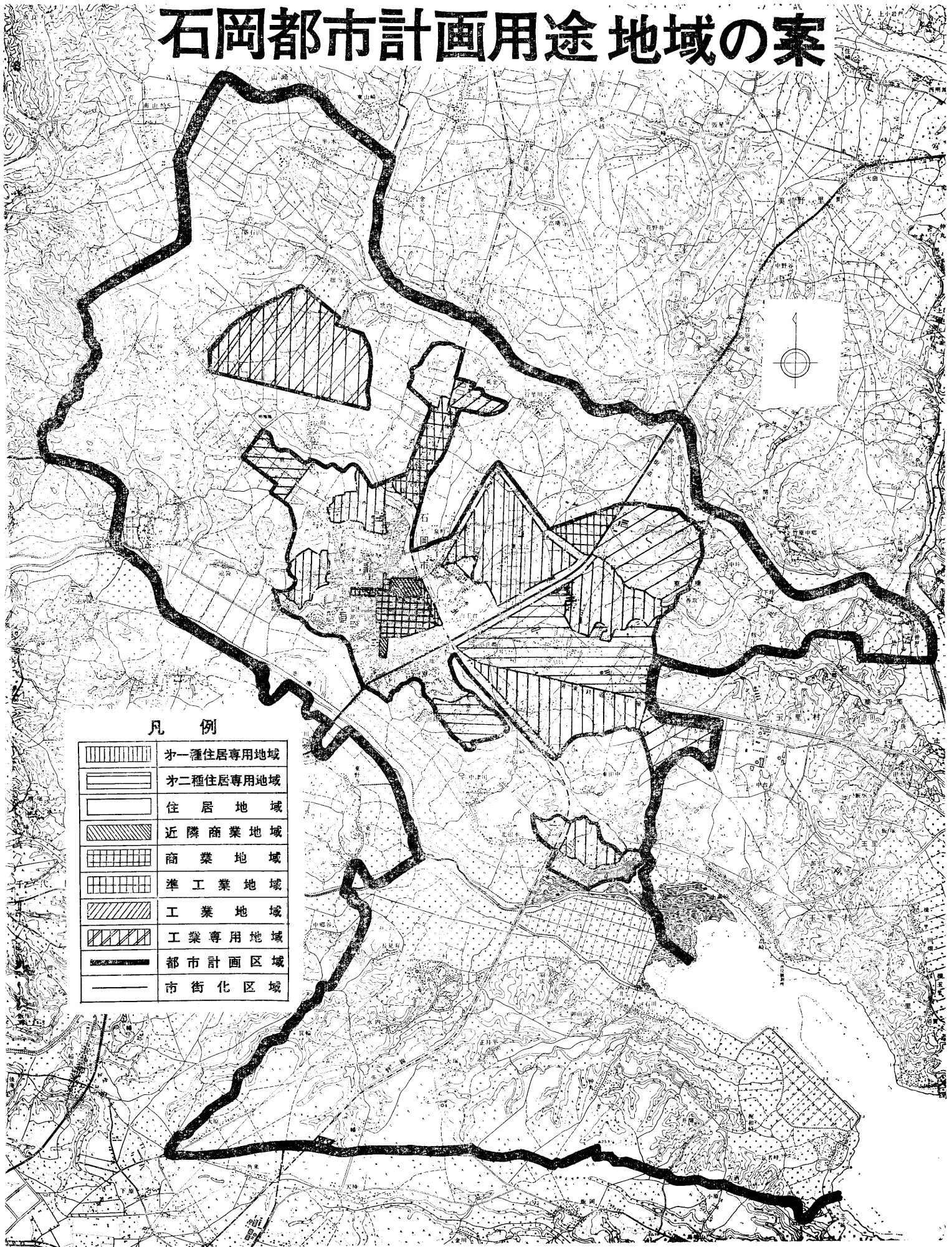
(5) 商 業 地 域

大字石岡字香丸, 仲ノ内, 室ヶ井, 高房, 守横, 守木甲, 青木, 若松, 大小路の各一部

大字石岡字金丸, 中町, 御厩下, 守横東の全部に定める。

建ぺい率80%, 容積率400%

# 石岡都市計画用途地域の案



(6) 準工業地域

大字石岡字笠間道東, 笠間道西, 北ノ谷甲, 北ノ谷谷津甲, 木間塚, 木間塚谷津, 杉ノ井,  
白久の各一部

大字東大橋字上人塚, 中峯, 八軒, 八軒向の各一部

大字東大橋字出シ山前の全部に定める。

建ぺい率60%, 容積率200%

(7) 工業地域

大字石岡字荒金台, 笠間道東, 正上内乙の各一部

大字東大橋字八軒, 上人塚, 中峯の各一部

大字東田中字漆畑, 前原, 筭崎, 堺堀, 彦太郎久保, 新田前, 新田, 新田山, 八幡, 八幡台  
地の全部

大字東大橋字富士山, 越後塚, 育久保, 八本原, 鉄下, 傾城, 蓬来, 深久保, 上の全部に定  
める。

建ぺい率60%, 容積率200%

(8) 工業専用地域

大字柏原の全部

大字三村字焼野, 境林の各一部に定める。

建ぺい率60%, 容積率200%

3 都市計画の案の閲覧場所及び公聴会に関する問合せ先

(ア) 水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県土木部都市計画課

電話 0292 (2) 8111

(イ) 石岡市大字石岡408番地

石岡市役所都市開発部都市計画課

電話 02992 (3) 1111

別 掲

公 述 申 出 書

昭和48年8月20日付茨城県報に登載された石岡都市計画の案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

昭和48年8月 日

茨城県知事 岩上二郎殿

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

年 令

職 業

意見の要旨 別 紙

※ 「意見の要旨」作成上の注意

- (1) B4判400字詰原稿用紙1枚以内に意見の要旨を記載すること。
- (2) 楷書で自筆し、横書とすること。

~~~~~

## ●都市計画公聴会の開催

竜ヶ崎・牛久都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定により公聴会を開催するので、次のとおり公告する。

昭和48年 8 月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 1 期日、場所、公述申出書の提出先、期限及び様式

| 期 日                              | 場 所                             | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式                                                                                               |
|----------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和48年 9 月 5 日<br><br>午後 1 時30分から | 竜ヶ崎市<br>青年研修所<br><br>竜ヶ崎市4274—1 | 提 出 先<br>水戸市三の丸1丁目5番38号<br>茨城県知事 岩 上 二 郎<br>(土木部都市計画課扱)<br><br>提出期限<br>昭和48年 8 月28日 (必着のこと)<br><br>様 式<br>別掲のとおり |

## 2 竜ヶ崎・牛久都市計画市街化区域及び市街化調整区域の構想（別掲図参照）

## (1) 都市計画区域の範囲及び面積

| 都 市 計 画 区 域 の 範 囲     | 面 積 (ha) |
|-----------------------|----------|
| 竜ヶ崎市<br>牛久町の全域<br>利根町 | 15,908   |

## (2) 人口及び産業

| 年 次   | 人 口<br>(千人) | 生産規模    | 就 業 者 数 (千人) |       |       |      |
|-------|-------------|---------|--------------|-------|-------|------|
|       |             | 工 業     | 第 1 次        | 第 2 次 | 第 3 次 | 計    |
| 昭和40年 | 約 61        | 約 118億円 | 約 14         | 約 7   | 約 10  | 約 31 |
| 昭和55年 | 約 195       | 約 720億円 | 約 10         | 約 39  | 約 43  | 約 92 |

## (3) 市街化区域の規模

| 市街化区域内人口 (千人) | 面 積 (ha) | 摘 要                   |
|---------------|----------|-----------------------|
| 約 175         | 約 2,187  | 2,187haの内427haは変更追加面積 |

## (4) 土地利用の構想

## ア 市街化区域

既成市街地と主として住宅地及び工業地として新たに開発すべき区域等は、市街化区域とするものとする。

イ 地域地区

地域地区は、将来の土地利用の動向を勘案して、都市機能を維持増進し、適正な都市環境を保持するように定めるものとする。

ウ 市街化調整区域

市街化調整区域については、農林漁業用地として土地利用を図る区域とし、農林業等に従事すべき地域住民の意見を尊重し、地域の特性に応じた土地利用を図るものとする。

また、水田やその他土地基盤整備事業等が実施されている地区は優良な農地として保全するものとする。

(5) 都市施設の整備構想

ア 道路整備

道路網の構成は、現計画決定の道路を尊重しつつ、将来の交通や土地利用、地形及び建築物等を考慮して定め整備するものとする。

なお、道路計画については、都市計画構想図に示すところによる。

イ 公共空地の整備

公園緑地等の公共空地は、地域住民のレクリエーション活動に資するとともに、都市の環境の向上、景観の保全、災害の防止等の機能を総合的に発揮できるよう必要に応じ適宜配置し整備するものとする。

ウ 都市排水施設の整備

市街化の動向を勘案した都市排水施設の整備を促進するとともに、公害の防止に努めるものとする。

(6) 市街地の開発の構想

道路やその他都市施設を一体として整備、開発すべき区域は、土地区画整理事業等を促進し、良好な宅地の供給を図るものとする。

(7) 都市計画の総合性

都市施設については、その効率的利用を図り、広域的な総合性を保つため市町村間の連絡調整を密にするものとする。

3 竜ヶ崎・牛久都市計画用途地域(変更)の概要(別掲図面参照)

ア 竜ヶ崎市

(1) 第1種住居専用地域

追加する部分 竜ヶ崎市貝原塚町、羽原町、八代町、長峰町の各々一部に定める。

建ぺい率40%、容積率80%とする。

イ 牛久町

(1) 第1種住居専用地域

追加する部分 牛久町大字柏田の一部に定める。

建ぺい率50%、容積率100%とする。

# 竜ヶ崎牛久都市計画

市街化区域市街化調整区域と  
用途地域(変更)の構想図





(2) 住 居 地 域

追加する部分 牛久町大字柏田の一部に定める。

建ぺい率60%, 容積率200%とする。

ウ 利 根 町

(1) 第1種住居専用地域

追加する部分 利根町大字谷原, 馬場, 東の各々一部に定める。

建ぺい率40%, 容積率80%とする。

4 都市計画の構想の閲覧場所及びこの公聴会に関する問合せ先

ア 水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県土木部都市計画課

電話 0292 (2) 8111

イ 竜ヶ崎市4235番地

竜ヶ崎市役所建設部都市計画課

電話 02976 (2) 2251

ウ 稲敷郡牛久町大字田宮137番地の80

牛久町役場開発課

電話 02987 (2) 0992

エ 北相馬郡利根町大字布川1787番地の1

利根町役場開発課

電話 029768 2211

別 掲

公 述 申 出 書

昭和48年8月20日付茨城県報に登載された竜ヶ崎・牛久都市計画の案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

昭和48年8月 日

茨城県知事 岩上二郎殿

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

年 令

職 業

意見の要旨 別 紙

※ 「意見の要旨」作成上の注意

- (1) B4判400字詰原稿用紙1枚以内に意見の要旨を記載すること。
- (2) 楷書で自筆し、横書とすること。

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所